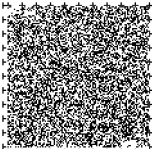
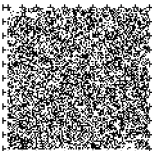


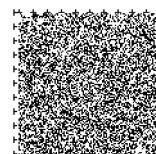
第6章 資料編





(1) 計画の策定経過

時期	内容
令和4年9月～10月	三鷹市障がい者等の生活と福祉実態調査の実施
令和5年5月22日	令和5年度第1回三鷹市障がい者地域自立支援協議会
令和5年5月29日	令和5年度第1回三鷹市健康福祉審議会(検討状況の報告①)
令和5年6月30日	令和5年度第2回三鷹市障がい者地域自立支援協議会
令和5年8月31日	令和5年度第3回三鷹市障がい者地域自立支援協議会
令和5年10月31日	令和5年度第4回三鷹市障がい者地域自立支援協議会
令和5年11月22日	令和5年度第3回三鷹市健康福祉審議会(検討状況の報告②)
令和5年11月30日	令和5年度第5回三鷹市障がい者地域自立支援協議会
令和5年12月18日 ～令和6年1月15日	パブリックコメントの実施
令和6年1月25日	令和5年度第6回三鷹市障がい者地域自立支援協議会
令和6年2月14日	令和5年度第4回三鷹市健康福祉審議会(諮問・答申)

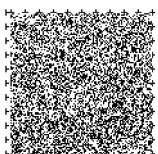


(2) 三鷹市障がい者地域自立支援協議会委員名簿（第7期）

（任期：令和5年5月～令和8年3月）

選出枠	氏名	所 属
1 公募委員	堀 洋一郎	公募委員
2 障がい当事者 (5人)	福原 理絵	身体障がい当事者（視覚）
	高橋 みゆき	身体障がい当事者（聴覚）
	平松 百花	知的障がい当事者
	赤岡 かおる	精神障がい当事者
	菅原 健	難病当事者
3 障がい者家族会 関係（3人）	中野 弘子	三鷹市心身障害者（児）親の会
	土屋 秀雄	精神障がい者家族会 あおき会
	吉田 純子	一般社団法人 発達障がいファミリーサポート Marble
4 障がい福祉サー ビス事業者等か らの推薦 (9人)	新津 健朗	知的障がい者サービス事業者 社会福祉法人 にじの会
	大野 通子	精神障がい者サービス事業者 社会福祉法人 巣立ち会
	中野 昭精	グループホーム事業者 社会福祉法人 おおぞら会
	瀧澤 勤	地域活動支援センター まちかど 特定非営利活動法人 みたか街かど自立センター
	岡田 敏弘	障がい者自立支援センター ゆー・あい 社会福祉法人 三鷹授恵会
	加藤 亮一	一時保護事業者 特定非営利活動法人 三鷹はなの会
	豊田 未知	放課後等デイサービス事業者 TEENS 三鷹
	海老原 恵理子	三鷹市障がい者就労支援センターかけはし 特定非営利活動法人 障がい者ワーククラブみたか
	鶴田 明子	相談支援事業者
5 関係機関・団体 からの推薦 (7人)	工藤 勇太	府中けやきの森学園
	石渡 理之	三鷹公共職業安定所
	渡辺 雅令	三鷹市医師会
	渡邊 幸治	三鷹商工会
	上野 たか子	三鷹市民生・児童委員協議会
	高橋 久美子	社会福祉法人 三鷹市社会福祉協議会
	春日 里江	東京都多摩府中保健所
6 学識経験者 (2人)	片桐 朝美	杏林大学 保健学部 健康福祉学科
	大木 幸子	杏林大学 保健学部 看護学科

計27人



(3) 三鷹市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

平成19年11月21日

施行

(設置)

第1条 地域における障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携強化と課題解決に向けた協議を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、三鷹市障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（一部改正〔平成26年2月14日施行〕）

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

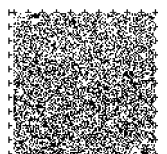
- (1) 相談機能の充実及び当事者の視点に立った支援体制の構築に関すること。
- (2) 地域生活を支援する障害福祉サービス等の提供体制の構築に関すること。
- (3) 就労支援の機能強化及びネットワークの拡充による支援体制の構築に関すること。
- (4) 障がい福祉計画等の検討、推進、進捗状況の確認及び評価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（一部改正〔平成26年2月14日施行〕）

(協議会の組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者につき、市長が依頼する委員をもって組織する。

- (1) 公募による市民
- (2) 障がい者
- (3) 障がい者等の家族で構成される団体の推薦する者
- (4) 障がい福祉サービス事業者等の推薦する者
- (5) 関係機関の推薦する者
- (6) 学識経験者



2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正〔平成26年2月14日施行・29年4月1日〕)

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長3人以内を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれらを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(一部改正〔平成26年2月14日施行・29年4月1日・令和5年5月22日〕)

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(一部改正〔平成26年2月14日施行・29年4月1日〕)

(専門部会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長を置き、委員の中から会長が指名する。

3 専門部会は、部会長が委員及び委員以外の障がい者等の福祉に関わる者のうちから指名する者をもって構成し、第2条に規定する所掌事項のうち、部会長が指定する事項について協議する。

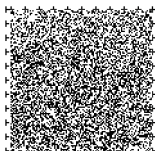
(全部改正〔平成29年4月1日施行〕)

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部障がい者支援課その他関係各課に所属する職員が処理するものとする。

(一部改正〔平成26年2月14日施行・29年4月1日〕)

(個人情報の保護)



第8条 協議会の関係者は、協議会で取り扱う個人情報に十分留意するものとする。

(一部改正〔平成26年2月14日施行〕)

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(一部改正〔平成26年2月14日施行〕)

附 則

- 1 この要綱は、平成19年11月21日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後、最初に依頼された協議会の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成26年2月14日施行)

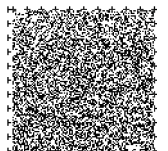
この要綱は、平成26年2月14日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日施行)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年5月22日施行)

この要綱は、令和5年5月22日から施行する。



(4) パブリックコメントで寄せられた意見

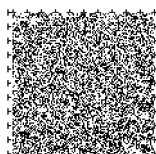
パブリックコメント提出状況 人数：10人 件数：61件

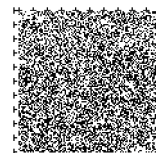
【対応の方向性の凡例】

①計画に盛り込みます	意見を概ね提案どおりに盛り込むもの
②計画に趣旨を反映します	意見の趣旨を計画に反映するもの
③対応は困難です	趣旨の反映を含め計画に盛り込むことが困難なもの
④事業実施の中で検討します	事業実施段階で判断するもの
⑤既に計画に盛り込まれています	既に意見が計画に盛り込まれているもの。 既に意見の趣旨が計画に反映されているもの
⑥その他	その他の意見など

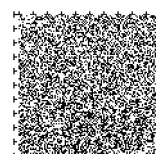
※パブリックコメントによる市民意見については、一部抜粋又は意識して掲載しています。

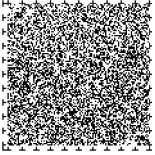
No.	該当部分	市民意見※	対応の方向性
1	表紙裏	表紙の裏の文章に「本計画の基本理念としてのビジョン」の様なタイトルが欲しい。表紙をめぐって突然この文章が出てくるのは唐突というか違和感があります。しっかり位置づけて欲しい。	① タイトルとして「第三期三鷹市障がい者（児）計画のビジョン（基本理念）」を表記して説明を追記します。
2	第2章 第1節	電子化に対応出来るとか、音声コード等が使いこなせるとは限りません。必ず取り残される人がいます。使いこなせるようになるためのフォローや使いこなせなかった時の「窓口対応」をお願いします。	② 相談内容や相談者の状況に応じて、相談窓口や来所、訪問等の対応方法が選択できるように相談窓口の充実に努めます。 ※第4章第4節（2）相談機能の充実①に追記
3		第二期計画では、6つの重点課題を掲げて取り組んだ旨、掲載されています。⑤「地域での生活のしやすさ～地域で安心して暮らしていけるようにします～」とありますが、内容を見ると、まったく生活支援サービスについて触れられていません。日々の生活の充実した支援によって、地域での生活のしやすさが保障されるのではないのでしょうか。	② 当該部分では第二期計画で掲げた重点課題に対する取組と課題について記載しています。生活支援の充実について、知的・身体・精神・発達障害等障がいの種別を問わず、居住環境の選択や就労・社会参加など障がい者の生活支援についても充実に向けて努めます。 ※第4章第5節（2）障がい者の生活支援の充実に追記



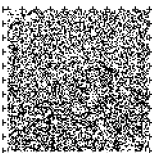


No.	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
4	第2章	第1節	夜間・休日に対応する相談窓口も必要だと思いますが、それよりも窓口の少なさが問題です。利用者がどの窓口を選択するかもっと悩むくらい相談窓口があってもよいと思っています。	② 相談内容や相談者の状況に応じて、相談窓口や来所、訪問等の対応方法が選択できるように相談窓口の充実に努めます。 ※第4章第4節(2)相談機能の充実①に追記
5			相談支援専門員が不足していますが初任者研修や現任研修を修了していても、どこの事業所にも所属していない相談員が一定数居ると思います。そのような相談員を三鷹市が把握して既存の事業所で受けきれない計画を個人の相談員に依頼するような流れが作ればよいと思います。	② 相談支援専門員については、障害者総合支援法に基づき東京都が研修を実施しています。相談支援事業を行うためには、事業所として東京都事業者台帳へ登録し、指定を受ける必要があります。相談支援専門員の不足解消については、担い手の確保・定着に向けた取組について、事業者とも連携を図りながら検討を進めます。 ※第4章第7節(1)①障がいのある人を地域で支える担い手の確保・定着に追記
6		第4節	様々な法の整備や広報・啓発によって、以前に比べれば障がい者に対して周囲の健全者は理解をしてくれるようになり、街を車椅子で動いていると「何かお手伝いすることはありますか？」と声をかけられることが非常に多くなりました。ただ、「ここで結構です、ありがとうございました」と言っても立ち去ってくれないのです。私がここまででと言ったらそこで別れてくれるのが本当の理解だと思います。	② 障がいに対する理解の推進を図り、地域住民の理解と支え合う意識づくりに努めます。地域の中で障がいのある人と共に過ごし、時間を共有することで支え合う意識づくりに取り組みます。 ※第4章第2節(1)②地域住民の理解促進と支え合う意識づくりに追記
7			障がいのある方が避難所に逃げてもどんな対応をされるかがイメージできません。理想の避難所については今後も検討していく内容でしょうが、避難所に行っても迷惑がかかるので車中泊をするというご家族を減らせればと思います。	② 障がいに対する理解の推進を図り、地域住民の理解と支え合う意識づくりに努めます。また、日ごろの備えや避難計画等についての啓発、避難所運営連絡会の開催などを通じて、避難所の理解の推進を図ります。さらに、障がいの有無にかかわらず、避難所生活が安心して送れるように、心のバリアフリーを推進します。 ※第4章第3節(3)①災害時・緊急時の対策の強化に追記

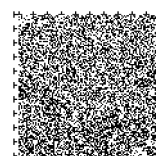


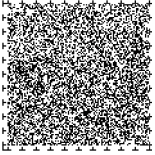


No.	該当部分		市民意見※	対応の方向性
8	第2章	第4節	「8050問題」などの課題は既存の障害福祉サービスだけでは解決が難しい」、その下の行に「ていねいな「相談」が不可欠です」というのはその通りです。このような問題については、理念だけの計画とならないよう、そのような問題を抱えている人の声を直接、調査してほしいです。	④ 地域での「身近な相談」や専門家による「専門相談」を活用し、一人ひとりのライフステージに応じたサポートが切れ目なくつながるような相談支援の提供に努めます。
9	第3章	第1節	是非、掲げられたビジョンに向かい進んでいければ良いと思います。	⑤ 三つのビジョンで掲げた理想のまちに近づくために、本計画で示した施策について推進していきます。
10	第4章	第1節	「地域課題」は山のように存在するはずで協議会での議論や実態調査では浮かび上がって来ない課題もあるはずです。市役所や福祉サービスと距離がある障がい者やご家族の課題や問題は何かのでしょうか。協議会で議論されている課題だけで十分なのでしょうか。とても気になります。	④ 地域における障がいのある人への支援体制に関する課題の解決に向けて、三鷹市障がい者地域自立支援協議会の運営の充実を図ります。また、障がい者計画の施策の進捗状況や、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標及び活動指標等の状況について、同協議会において、評価・検証を行い、より効果的・効率的な施策の推進を図ります。
11			当事者のいないところで、当事者のことを決めるな、というのはとても大事なことです。三鷹市の障がい者（児）計画を充実させていくためにも、その協議会メンバーに、発達障がいの人を含めていただきたいです。	④ 地域における障がいのある人への支援体制に関する課題の解決に向けて、様々な方からご意見がいただけるように三鷹市障がい者地域自立支援協議会の運営の充実を図ります。
12		第2節	障がいのある人もない人も同じ環境で教育を受けることは賛成です。でもお互いを知り過ぎる事がかえってイジメの切っ掛けになるのではないかと心配もあります。先生や支援者たちが間違った方向に進まない様、先導してほしいと思います。	④ 年間を通して若手の指導訪問、連携支援教育コーディネーターによる教育支援学級及び教室の指導、東京都の訪問による通級教室の指導を行っております。また東京都立調布特別支援学校や府中けやきの森学園とも連携を図り、障がい及び福祉における教育の専門性の向上を図っており、若手育成研修の1年次から3年次の教員研修にて特別支援に関する指導のあり方についての研修を充実させていく予定です。

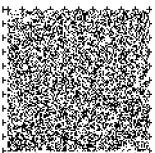


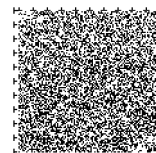
No.	該当部分	市民意見※	対応の方向性
13	第2節	確かに虐待は無い方がいいと思います。相談業務の現場でも面談中に利用者さんから「それって虐待だよ」と言われる事があります。もちろん殴ったり叩いたりした事はありません。言葉の暴力にならない様に意識もしています。しかし、利用者さんにとって「耳が痛い」事を伝える事があります。利用者さんが虐待されていると思えば全て虐待に当たるのかも知れませんが、相談員の立場としては使える引き出しが少なくなりどう対応したらよいか、わからなくなることがあります。	④ 障がい者虐待につきましても、虐待防止の普及・啓発を行うとともに、通報に対しては適切な調査等を行っていきます。
14	第4章	「共に生きる」地域づくりで地域ケアネットの活動に障がい者がどれくらい参加できているか疑問ですが、手話教室が発展したところもあるのは素晴らしいです。	④ 互いを理解し、認め合う地域づくりに向けて、地域ケアネットの活動に障がいのある人も参加できるよう取り組み、支え合う意識づくりに努めます。
15		重層的支援体制にあるケアネット、ほのぼのネット、老人クラブに障がい者の参加を生む工夫が望まれます。今は障がい者の利用者は少ないと思われます。	④ 互いを理解し、認め合う地域づくりに向けて、地域ケアネットの活動に障がいのある人も参加できるよう取り組み、支え合う意識づくりに努めます。
16		多目的トイレは公共性の高い建物に設置されていることが多いので、年末年始等は利用できるトイレが極端に少なくなります。「コラル」と「アトレ」のレストラン街には多目的トイレがありません。飲食をすればトイレは付きものです。三鷹市からも多目的トイレの設置を働きかけて頂けないでしょうか。お願いします。	④ バリアフリーのまちづくりを推進するための取り組みとして、市民、事業者、行政で構成される三鷹市バリアフリーのまちづくり推進協議会を開催しています。また、令和6年度には、「バリアフリーのまちづくり基本構想」の改定を予定しています。この中で、多目的トイレ設置について検討、推進を行っていきます。



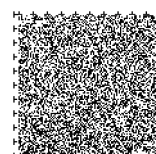


No.	該当部分	市民意見※	対応の方向性
17	第3節	三鷹駅周辺には車椅子が複数台同時に入る事のできるお店は殆どありません。三鷹駅南口に多目的トイレのある「フードコート」が欲しいです。お店の招致が難しければ多目的トイレのある「フードスペース」でも良いです。駅周辺のファーストフード等で買った物をそのスペースで食べる事が出来るからです。ただ集団で食事がしたい時に「となりの駅」まで行かなければならないのは大変です。	④ バリアフリーのまちづくりを推進するための取り組みとして、市民、事業者、行政で構成される三鷹市バリアフリーのまちづくり推進協議会を開催しています。また、令和6年度には「バリアフリーのまちづくり基本構想」の改定を予定しています。この中で、心のバリアフリーに関する教育啓発特定事業の拡充、多目的トイレ設置について検討、推進を行っていきます。 また、三鷹駅前再開発の検討が進められている「三鷹駅南口中央通り東地区」においては、導入する施設については具体的に決まっておりませんが、だれもが集い、憩える場所の創出を目指すとともに、人にやさしいまちづくりとしてバリアフリーに配慮します。
18	第4章	第4節	②
		施策の（基本目標4）「障がいのある人の視点に立った情報の提供と相談支援の充実」のところですが、日々の生活支援を行う介助者への言及がありません。しっかり訓練を受けたヘルパーの存在は、障がい者が地域で生活するためにとても重要です。この障がい者（児）計画全体をみると、どうも障がい者のための施設の充実を優先しておられるようです。しかし、ひとりで生活することができるような選択肢を保障することが、「だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ、社会の構成員として自律して生活ができるまち」には必要ではないでしょうか。	障がい者の生活を支えるうえで、ヘルパーの存在は重要と認識しています。障がいの種別を問わず、住環境の選択や就労・社会参加など障がい者の地域での生活支援の充実に向けて努めます。 ※第4章第5節（2）障がい者の生活支援の充実に追記
19		障がい者といってもその人（子）なりに色々違います。市の方から寄り添ってその家庭に合う提案をして欲しいです。市役所迄相談にも行けない事も有ります。	② 相談内容や相談者の状況に応じて、相談窓口や来所、訪問等の対応方法が選択できるように相談窓口の充実に努めます。 ※第4章第4節（2）相談機能の充実①に追記
20		切れ目なく支援をつなぐ具体的な組織体制は何か、記録などいかに蓄積するか具体策が欲しい。	④ 切れ目なく支援をつなぐためにケースワークの一環としての相談記録の保存・継承に努めるとともに、個人情報保護に留意しながら情報共有や庁内連携を進めます。

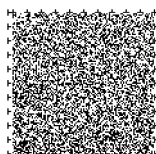


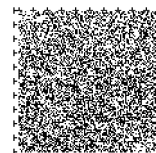


No.	該当部分	市民意見※	対応の方向性
21	第4節	地域の相談支援体制 体制のイメージはわかるが活用できる資源はあるか、緊急のショートステイや、入居できるグループホームにあてがあるのか。それがなければ聞き置くだけになってしまう。	④ 相談支援の過程において、地域の社会資源等の情報収集に努めるとともに、短期入所やグループホームなど不足している社会資源の民間参入を促します。
22		福祉サービス未利用者への対応はどんどん進めてほしい。民生委員や児童委員・町内会など情報をたくさん持ったスタッフは沢山いられると思います。	④ 地域生活支援拠点事業について民生委員等への周知を図り、「相談」につなぐと共に個々のニーズを受け止めながら福祉サービスや社会資源につなぐなど対応を進めていきます。
23	第4章	第5節	④ 現在も、子ども発達支援センターが中心となり、臨床心理士などの専門療法士や小児神経科医などの専門医との相談を実施したり、医療機関の紹介など必要な情報は市内にとどまらず、近隣市も含め情報提供を行っています。 今後も、多様化するニーズに応えた支援を行えるよう、一層の専門性の向上と地域の民間資源の掘り起こし等含め支援の充実に向けて事業実施の中で検討していきます。
24	発達障害児などへの支援体制では、本人が学校や施設など家族以外の人との関わりが苦手なケースもあります。そのために不登校、もしくは他者による支援を敬遠しがちなケースもあるものなので、健康福祉部だけでなく、教育課、学校、療育施設、習い事などの民間業者なども連携してはいかがかと思います。また、発達障害はその多様性が特徴なので、ペアレント・メンターで対応できる領域はかなり限られると思います。そのため、この分野に詳しい児童精神科医、臨床心理士、スクールカウンセラーなどの専門家へつながるような相談体制を包括的な支援体制に加えていただきたいです。また、児童精神科、発達への専門性は幅が広く、当事者に適した医療機関を市内だけで見つけるのは困難なケースが多いはずで、地域支援体制は、市外も含めて推進すべきだと思います。		

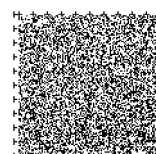


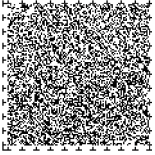
No.	該当部分	市民意見※	対応の方向性
25	第4章 第5節	「ライフステージに応じた切れ目のない地域生活の支援」のところでは、障がい児の生活支援の充実に、発達障がい児等の支援体制の充実が入っています。発達障がいに関しては、大人も対象となっている旨が記載されていますが、圧倒的に発達障がいは、子どもの障がいであるという前提があるようにとらえておられるようです。しかし、発達障がいをもつ子どもは、大人になります。地域で困難と直面しながら生活している発達障がい者の支援をもっと充実させてください。相談だけでなく、必要な日々の生活支援の充実が必須です。	② 切れ目のない地域生活を送るうえで生活支援の充実は重要と考えます。知的・身体・精神・発達障害等、障がいの種別を問わず、住環境の選択や就労・社会参加など障がい者の地域での生活支援についても充実に努めます。 ※第4章第5節(2)障がい者の生活支援の充実に追記
26		障がいの重度化、高齢化に対応するために、…「共生型サービス」への参入について高齢部門と連携しながら進めていきます。と書かれていますが、高齢者介護は介護保険制度で運営されているのに比べて、障害者総合支援法が優先されていません。 障がい者支援法の周知と共に介護保険事業所に対しても障害者総合支援法に基づくケアプランを原則とすることを求めます。	② 障がいのある人の高齢化に伴い、障害福祉サービスから介護保険サービス等、高齢福祉分野の福祉サービスへの円滑な移行を図るとともに、必要に応じて障害福祉サービスが継続して利用できるよう、引き続き、介護サービス事業者等との分野横断的なサービスの連携や情報提供等に取り組みます。 ※第4章第5節(2)②高齢障がい者への支援に追記
27		高齢利用者（入所施設やグループホーム等）の介護保険施設利用の推進について 重度障がい者向け居住施設のハード面の整備が全国的に進んでいない現状により、当会の各生活施設へのニーズ必要性は今後も高まるものと思われます。今後も当会は、高齢利用者の次なるステージに応じた移行に向けて必要な各関係機関との連携を構築しながら、今後も行政には一層のパイプ作りに尽力頂きたい。	⑤ 高齢障がい者への支援について、庁内関係各課の連携を強化するとともに、分野横断的なサービスの連携や情報提供等に取り組みます。



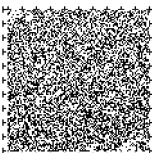


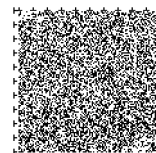
No.	該当部分	市民意見※	対応の方向性
28	第4章 第5節	障がい者の生活支援の充実 これが今後に対し一番求められるサービスと思います。共同生活施設やグループホームが十分に提供できるわけではないが、空き家が十分ある現状ではその活用を含めるためにこのサービスを充実させてほしいです。アパートや、普通の家に住む障がい者を見守り、不足のサービスを提供するスタッフがいたら、いろんな問題の解決にはなりえましょう。	④ 空き家等対策協議会等と連携しながら、令和6年度に設置予定の「居住支援協議会」や既存の「三鷹市高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業」を活用し、障がいのある人を含む住居確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居や見守り等、きめ細かい住宅に関する相談事業の充実を図ります。
29		障がい者がこれまで取り組んできた運動、施設や家族から解放されて、自律できる生活を保障してほしいという切なる要望を真摯に受けとめてほしい。障がい者が望むのであれば、日々の生活を支援して、自律して生活できるような環境を整備していくことにもっと力を入れてください。	② 障がいの種別を問わず、住環境の選択や就労・社会参加など障がい者の生活支援についても充実努めます。 ※第4章第5節(2)障がい者の生活支援の充実を追記
30		精神障がい者と身体障がい者との福祉サービスの格差を無くしてください。タクシー券補助事業を拡大してください。	④ 精神障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、支援体制の強化を図ります。
31		障害者総合支援法によるサービスであることを前提に障がい特性に合わせた合理的配慮の方法について実施する事業所の介護職のトレーニングは前提にしてほしい。早急に実践的なトレーニングを充実させてほしい。	② 障がいのある人に対する差別や偏見の解消に向けて、「障害者差別解消法」の趣旨や、「合理的配慮の提供」について、市民、事業者等への周知・啓発を進めます。また、支援者の障がいに対する理解の深化や支援の質の向上に向けた取組を行います。 ※第4章第7節(2)サービスの質の確保を追記
32		育児休暇など短期的な家族の課題解決に世の中は動いていますが、障がい者がいる家族に休暇はありません。「相談機能」ばかりではなく現実の施設による支援がありがたいです。	④ より不足している重度の障がい者向けのレスパイト事業について充実を目指し、調布基地跡地福祉施設の整備等を進めます。
33		家族支援については、支援対象の年齢や立場を幅広くとらえていただきたいです。育てにくさを感じているのは、子が18歳未満だけとは限りません。また、自立できていないのは、子とは限らず、親、配偶者、兄弟姉妹で支援が必要とされるケースもあります。そのため、「育てにくさ」だけでなく、広く家族の負担への支援を対象としていただきたいです。	② 障がいのある人の家族等介助者の負担を軽減するために、レスパイト事業の充実を目指します。 ※第4章第5節(3)家族支援の充実を追記



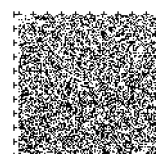


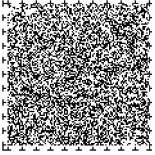
No.	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
34	第4章	第6節	施設入所利用者の生活の質の向上について（利用サービスの拡大） 施設入所支援事業の支援サービスは、入所の支援スタッフでのみ一元化されているため、グループホームのようにガイドヘルパー利用することは原則不可（全額実費負担・一部自治体では限定支給）となります。利用者の土日の休日余暇支援促進を目指すために、入所施設におけるガイドヘルパー等の支援サービスの活用を検討をお願いしたい。	④ 施設入所利用者であっても自宅への一時帰宅時や入所施設の支援を受けていない期間のガイドヘルパーの利用については、必要に応じて認めています。今後も事業実施の中で対応を検討します。
35			② 障がいのある人が、就労後も安心して安定した生活を送るためには、職場の人々の理解と適切な「合理的配慮」が必要です。就労後の職場定着を推進するため、「障害者就労支援センターかけはし」を中心に、障がいのある人、家族、企業への助言等きめ細かな支援を行います。 ※第4章第6節（2）③就労後の生活支援を含めた支援の充実と関係機関の連携に追記	
36		④ スポーツ・文化芸術活動等の推進では、アール・ブリュットなどへの支援は進んできましたが、障がい者の音楽活動には何も援助がないように思います。この面での推進をお願いします。	④ 就労後や休日等の生活や様々な活動への参加の支援について、スポーツ、芸術・文化、生涯学習等の各分野との連携を強化し参加を推進します。	
37		第7節	② ヘルパー不足は、ヘルパーの労働環境が悪いからであって、「必要に応じて国や東京都に提言する」ことで終わるのではなく、三鷹市としてどう対応するのか明確な方針を打ち出してほしいです。 ここに明記されている①指揮監督等の充実、②事業者の連携体制の強化、だけでは、非常に限定的な施策になります。	② 担い手の確保・定着に向けた取組について、事業者とも連携を図りながら検討を進めます。 担い手の処遇改善に関する課題や休職中の有資格者の活用等、ヘルパーや相談支援事業所等支援者の不足の要因を分析し解消策等を検討しながら、必要に応じて国や東京都に提言していきます。 さらに、働きやすい魅力的な職場環境に向けて、業務の効率化等を推進するための事業者支援について事業者等の意見を反映しつつ取り組みます。 ※第4章第7節（1）①障がいのある人を地域で支える担い手の確保・定着に追記



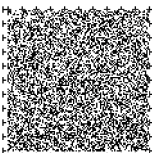


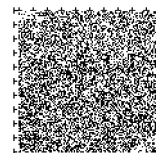
No.	該当部分	市民意見※	対応の方向性
38		グループホーム家賃助成 具体的に金額や条件を知るための参照先が知りたい（付録とか、参考で添付してほしい。）。	⑥ 市の制度や助成事業、事業所の情報等については、三鷹市ホームページや「障がい者のためのしおり」に掲載しています。
39		グループホーム重度利用者の資金余剰等の不均衡の改善について 入所施設では、ほぼ障害基礎年金の範囲でそれほど過不足なく生活が出来る一方、現行のグループホーム（ケアホーム）の制度では、特に重度利用者の場合だと生活資金の余剰金が年間100万円に及ぶとされています。給付・収支・支出のバランスが不均衡なこの状況においては、適正な社会生活を送るための制度設計の見直しが必要と考えます。そのための方策を検討頂きたい。	② 計画の推進、制度の見直し、適切な運用等については、国や東京都とも連携するとともに、地域において必要な施策等について要望等をしていきます。 ※第4章第1節（2）③関係機関との連携に追記
40	第4章 第7節	保育園で勤務する看護師の中にはスキルと希望を持った人材がいます。 小児領域での事業の困難さの大きな問題点は継続利用ができない場合が多いことだと思います。訪問看護や、保育施設で体調不良などによりキャンセルになってしまった場合、配置されていた看護師は仕事がない状況となります。不安定な利用で人材を確保するのはリスクが高いと思います。そこで、保育園看護師・訪問看護師が登録制の新事業として障害児保育を行うことはできないだろうかという提案です。 それぞれ、事業所に所属する看護師が各施設での障がい児保育をメイン事業所から申し送りを受け担当するものです。行政の事業でしか実現できないので検討をお願いいたします。	③ ご提案の内容は、認可保育園で障がい児保育を実施する際、看護師の派遣を希望する園に対して、市に派遣登録している「認可保育園に配置をされている看護師等」を市が派遣して、障がい児の保育を実施する主旨と理解しています。 現在、三鷹市では障がい児1人につき1人の保育士を配置しており、かつ、医療的ケア児については、委託契約により民間の訪問看護事業所から看護師を派遣してもらい、医療的なケアを実施しています。 現行の体制によって一定の成果を挙げていますので、現段階では行政による派遣事業の実施は考えておりません。
41		人材（採用）確保について、年に複数回に亘る行政とハローワーク等によるタイアップの地域密着型の就職説明会の実施をぜひ検討頂きたい（現在は年に1回のみ）。	④ 福祉の仕事についての周知啓発に努めるとともに事業者と連携した担い手の確保・定着に向けた取組を検討・実施していきます。



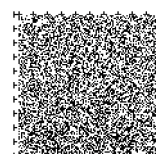


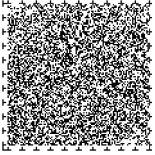
No.	該当部分		市民意見※	対応の方向性
42	第4章	第7節	北野ハピネスセンターについて、贅沢な土地使用のされ方です。三市共同施設の方が資金的にやり易いのかもかもしれませんが、活用方法をもっと検討すべきです。	④ 北野ハピネスセンターについては、更なる利用者サービスの質の向上と効率的な運営を図るため、指定管理者と活用方法について調整し、進めていきます。
43		全体	障がい児福祉計画は今期、三鷹市障がい者（児）計画と同様に三期になります。「第3期計画」と記載がある場合、漢数字か数字の違いだけで、第三期三鷹市障がい者（児）計画なのか第3期障がい児福祉計画を判断しなければならず、混乱します。	⑥ 第3期障がい児福祉計画に係る表記を変更しました。
44	第5章	第1節	地域生活支援拠点等が有する機能の充実は、法律内容は別にしても、障がい者の生活を維持していく一番の機能と思います。これの充実を心底から期待します。 なお、後見人としての経験から、日常生活のこまごまとして事件を解決する資源が少ないように思います。井の頭地域では「ちょこっとサービス」など言われていますが、老人も障がい者も一人で生活するとなると、ごみ出し、電球の交換、水道・トイレの修理依頼等対応が困難です。これらのサービスを例えば人材センターなどで即時対応できる体制が地域生活を維持する上に必要と思います。市の支援をお願いします。	④ 障がいの種別を問わず、住環境の選択や就労・社会参加など障がい者の生活支援についても充実に努めます。 ※第4章第5節（2）障がい者の生活支援の充実に追記
45			福祉施設から一般就労への移行等で成果目標は達成していないが、目標は障がい者の現状に照らし意義があるか振り返る必要はないでしょうか（労働を強調する必要があるか。）。	② 目標設定にあたっては国の目標等を参考に設定しておりますが、実際の支援にあたっては、障がいのある人本人の状況や保護者の意向を十分に勘案しつつ、障がいのある人の多様な働き方の支援強化等を図ります。 ※第5章第2節（4）②目標設定にあたっての本市の考え方に追記
46		第2節	成果目標の事業所を知りたい（付録とか、参考で添付してほしい。）。	⑥ 市の制度や助成事業、事業所の情報等については、三鷹市ホームページや「障がい者のためのしおり」に掲載しています。



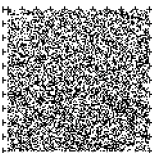


No.	該当部分	市民意見※	対応の方向性
47	第5章 第3節	重度障害者等包括支援 三鷹市は該当者がいないのか、知らされていないのか。	⑥ 令和6年1月現在、市内において重度障害者包括支援を提供する事業所はなく、利用実績もありません。今後は、制度の周知を進めながら利用ニーズの把握に努めます。
48		就労支援（A型）（B型）について 障がい者雇用の実態の把握と共に合理的配慮の内容が適切かどうか厳しくチェックして欲しい。 障がい者を生産性がない存在としてとらえることなく、若い介護職の働き場の確保や障害に基づく福祉具産業などの発展にとって価値あるものという認識を広めて三鷹市の障がい者自身が発信できる機会を増やして欲しい。	② 障がいのある人が、就労後も安心して安定した生活を送るためには、職場の人々の理解と適切な「合理的配慮」が必要です。就労後の職場定着を推進するため、「障害者就労支援センターかけはし」を中心に、障がいのある人、家族、企業への助言等きめ細かな支援を行います。 ※第4章第6節及び同(2)③就労後の生活支援を含めた支援の充実と関係機関の連携に追記
49		短期入所者の変動は、家族同居中心の生活だからか、コロナの影響による施設側の条件から起こっているのか知りたい。短期入所者（福祉型）の減少の原因は？	⑥ 新型コロナウイルス感染症蔓延時のサービス利用控えや、事業所の一時的な閉鎖等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が考えられます。
50		自立生活援助では実際どのような生活を送っているかリアルを知りたい。	⑥ 自立生活援助では、支援者が障害者支援施設やグループホーム、精神病院等から一人暮らしに移行した方や家族が障がい者等で支援が見込めない方などに、定期的な自宅訪問により利用者の状況把握を行い、必要な情報提供や助言、医療機関との連絡調整などを行いながら、生活しています。
51		共同生活援助の見通しの根拠は何か。もっと増やす考えはないか。建物が増えてもスタッフがいない現状をどう対応するかも問題と思う。	② 実績や見込みについて暫定値を記載していましたが最新の数値に変更しました。 また、見込みについては、過去5年間のサービス料実績値の変化率の平均を用いて算出しています。 担い手の確保・定着に向けた取組については、事業者とも連携を図りながら検討を進めます。 ※第4章第7節(1)①障がいのある人を地域で支える担い手の確保・定着に追記

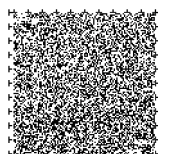




No.	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
52	第5章	第4節	自発的活動支援事業、具体的には何かははっきりしない。	⑥ 自発的活動支援事業は、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業をいいます。三鷹市では、障がい者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援するピアサポート活動事業を実施しています。 ※第5章第4節(2)②自発的活動支援事業に説明文を追記
53			基幹相談支援センターの設置とあるが、利用件数など示せないのか。	⑥ 設置することが目標なので特に件数は示しておりませんが、利用件数等は市のホームページ等で公表しています。
54			第7期の年度が全部6のまま。	⑥ 修正いたしました。
55			第7期見込みの年度表記が全て令和6年度になっております。修正をお願いします。	⑥ 修正いたしました。
56			事業の実績で、スポーツ、文化、芸術とあるが音楽への寄与がないのではないかと。	④ 就労後や休日等の生活や様々な活動への参加の支援について、スポーツ、芸術・文化、生涯学習等の各分野との連携を強化し参加を推進します。
57	第5節	医療型児童発達支援の利用時間数が令和8年に急増している理由は何か。	⑥ 数値に誤りがありました。また、令和6年4月1日から医療型児童発達支援が発達支援に一元化されることとなるため、医療型児童発達支援についての令和6年度からの見込量については表から削除いたしました。	
58		①サービスの利用実績 ③サービスの利用見込みと確保方策他の項目と違い「①サービスの概要」がございません。その為①サービスの利用実績になっており、②がなくなっています。他の項目に揃えて「①サービスの概要」の追加が望ましいと思えます。	① ①サービス概要を追加しました。 ※第5章第5節(3)発達障がい者等に対する支援に追記	



No.	該当部分		市民意見※	対応の方向性
59	第5章	第5節	計画の中の数値目標や見込み量を見たとき、数字が減っている箇所があります。確かに今まで福祉サービス等を利用していた人が利用しなくなれば数字は減るのかもしれませんが、サービスを利用しなくなる人よりも利用を開始する人の方が多いと思うので数値が減るというイメージが湧きません。数値が減っているところについてはもう少し補足説明が欲しいです。	⑥ 実績や見込みについて、暫定値を記載していましたが最新の数値に変更しました。 また、見込みについては、過去5年間のサービス量実績値の変化率の平均を用いて算出しています。過去5年間のうちコロナ禍により利用がなかったり、減少している場合、見込み量についても減少しています。ただし、実情と算出した数値との間で乖離がある場合には、実態に見合った数値に修正をしています。
60	第6章		自立支援協議会設置要綱で、第2条に所掌事項が挙げられているがこれらの事項について市に対し、または市議会に対し提案をするのかしないのか規定では明確ではない。審議された内容を市または議会の機関が検討するとかを明確にする措置がどこかでとられるのか知りたい。	⑥ 三鷹市市民会議、審議会等における委員提案に関する運営要綱(令和3年6月1日施行)において、市は、市民会議等から提案された意見について、計画等に反映するよう努めなければならないとされており、三鷹市障がい者地域自立支援協議会における意見についても、市の計画や施策に反映するよう努めています。
61			インクルーシブ教育の用語解説があるが、市のサイトを検索してもほとんどない。教育委員会の議事録に数件あるだけである。他の用語についても市のどの機関が担当しているかなどの索引があるとよい。障がい者のしおりなどに該当ページを記載するか、リンクのURLをつけるとかするなど考えてほしい。	② 用語解説を充実しました。



(5) 諮問・答申

諮問文

5三健地第763号

三鷹市健康福祉審議会
会長 宇井 義典 様

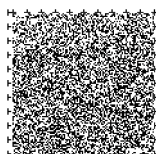
三鷹市健康福祉総合条例第37条第2項に基づき、第三期三鷹市障がい者(児)計画(案)及び三鷹市高齢者計画・第九期介護保険事業計画(案)について諮問します。

記

- 1 第三期三鷹市障がい者(児)計画(案)
別添のとおり
- 2 三鷹市高齢者計画・第九期介護保険事業計画(案)
別添のとおり

令和6年2月14日

三鷹市長 河村 孝



答申文

5 三健審第1号
令和6年2月14日

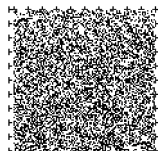
三鷹市長 河村 孝 様

三鷹市健康福祉審議会
会 長 宇井 義典



第三期三鷹市障がい者（児）計画（案）及び三鷹市高齢者計画・
第九期介護保険事業計画（案）について

令和6年2月14日付け5三健地第763号で諮問のあった標記の件について、
当審議会はこれを了承いたします。



(6) 用語解説

あ

○アクセシビリティ

利用者が情報や機器、サービスを円滑に利用できること

○アール・ブリュットみたか

障がいのある人の社会参加促進と、障がいの有無にかかわらず、だれもが暮らしやすい共生社会の推進、障がいへの理解を深めることを目的としたアートイベント

○インクルーシブ教育

障がいのある人が排除されず、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等しながら、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶという考え方

○医療的ケア児

NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと

○NPO 法人

特定非営利活動法人（Non Profit Organization）のこと。福祉、環境、文化、平和などの分野において、営利を目的とせずに活動を行う民間の組織（団体）

か

○介護サービス

介護保険制度に基づくサービスを指し、利用には要介護認定が必要となる。

○基幹相談支援センター

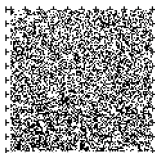
地域の相談支援の拠点として障がいのある人の相談に総合的に対応する機関

○教育支援学級

国や都では「特別支援教育」という名称だが、三鷹市では一人ひとりのニーズに応じた支援は「特別」なことではなく、自然で当たり前のこととして捉え、「教育支援」と呼ぶこととしている。また、「特別支援学級」については「教育支援学級（固定制）」、「通級指導学級」については「教育支援学級（通級制）」という名称を用いている。なお、都では教員が拠点校から児童の在籍校へ巡回して指導するシステムを「特別支援教室」と呼ぶが、三鷹市では「校内通級教室」と呼ぶ。

○共生型サービス

高齢者と障がいのある人が、同一の事業所でサービスを受けやすくするために、設置されるサービスのこと。介護保険又は障がい福祉のいずれかの指定を受けた事業所が、もう一方の制度における指定を受けやすくなる。



○共同受注

一つの事業所で対応できない大規模発注が入った際、複数の事業所が共同で受注し、対応する仕組み

○ケアプラス保育

障がい児や医療的ケア児（①経管栄養（経鼻・胃ろう）、②導尿、③インスリン注射）等、特別な配慮を必要とする方の保育の名称。子どもの発達状況や個性を踏まえながら、クラス集団の中で子どもの成長を支援できるように、保育士を1対1で配置し、クラス担任との連携のもと、保育を行う。

○ケアマネジメント

支援を必要とする人の生活や心身の状況を踏まえて希望に沿った生活を送ることができるよう、適切なサービスを組み合わせるもの

さ

○障がい者相談員

障がいのある人や障がい児の子育て経験者の中から選ばれた相談員。地域の中で障がいのある人等に寄り添って話を伺ったり、身近な相談に応じたりしている。

○相談支援専門員

障害福祉サービス等を申請した障がいのある人が適切なサービスを受けられるよう、きめ細かい相談支援を行い、一人ひとりに合った計画作成・モニタリングを行う相談員

た

○第三者評価事業

事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業

○地域共生社会

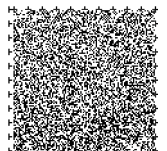
制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会

○地域ケアネットワーク

三鷹市が平成16年度から整備する、高齢者や障がいのある人、子育て家庭をはじめ、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民参加の支え合いの仕組み

○地域生活支援拠点

障がいのある人の「親亡き後」や高齢化・障がいが重度化してもなお、障がいのある人が地域で自分らしく安心して暮らし続けるために必要な支援を地域の支援機関等が連携して提供する体制のこと



○地域福祉コーディネーター

属性や世代を問わず、制度の狭間において支援が受けられない方等の福祉課題の相談に応じて必要な公的サービス等へつなげるとともに、共助の基盤づくりも含めた包括的な支援体制の構築を担う。

な

○ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も同様に生活できるような支援が必要であるとする考え方

は

○8050 問題

ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題のこと。主に 50 代前後のひきこもりの子どもを 80 代前後の親が養っている状態を指し、経済難を起因とする生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気、介護等といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。

○パブリックコメント

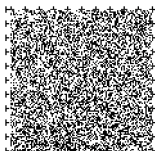
行政機関が重要な政策を決める際、あらかじめその案を公表し、広く市民から意見、情報、改善案等を募集する制度のこと

○バリアフリーのまちづくり基本構想 2022

平成 15 年 10 月に策定された「三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想」の基本理念、取組の方向性を継承しつつ、時点修正、達成状況の検証による見直しを図り、平成 24 年 3 月に策定したもの。年齢や性別、障がい、国籍などに関わりなく、いきいきと安心して暮らせるまちをつくるために、ハード面での整備、人々の意識などソフト面を含めたあらゆる分野でのバリアフリー化を進めるための構想

○避難行動要支援者名簿

「災害対策基本法」に基づいて作成している、避難行動要支援者（災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方）の名簿のこと。名簿に登載された方の情報は、本人の同意が得られた場合、平常時から個人情報の管理等に関する協定を締結した関係機関（三鷹警察署、三鷹消防署、三鷹市消防団、三鷹市民生・児童委員協議会、自主防災組織、三鷹市社会福祉協議会、町会、自治会及びマンション管理組合、三鷹市地域包括支援センター）に提供し、災害時の円滑で迅速な避難支援等を行うために役立ててもらう。



○福祉避難所

高齢者や障がいのある人、その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、器材及び人財を備えた避難所のこと

○ペアレント・メンター

自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。

ま

○三鷹市ウェブアクセシビリティ方針

高齢者や障がいのある人、ホームページの利用に不慣れな方など、だれもが掲載されている情報やサービスを支障なく利用できるように定めた方針

○三鷹市障がい者施設等自主製品開発・販売ネットワーク事業（ぴゅあネット事業）

障害福祉サービス事業所、団体、機関等の代表者で構成する三鷹市障がい者施設等自主製品開発・販売ネットワーク事業運営委員会を中心に、障害福祉サービス事業所等を利用している市内在住の障がいのある人の工賃の上昇や、勤労意欲の向上を図ることを目的とする事業

○三鷹市消費者活動センター

市内の消費者団体が自主的に活動する拠点として昭和 57 年にオープンした施設。消費者の集会、研修会をはじめ、消費生活相談、苦情処理、消費生活に係る資料の収集、展示等を行っている。

○三鷹市地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、包括的かつ継続的な支援を行う、三鷹市が設置する介護保険制度上の機関。社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等がその専門知識や技術を互いに生かしながらチームで活動し、地域住民と連携して地域のネットワークを構築する役割を担う。

○みたかハンディキャブ

外出がスムーズになり、快適に過ごすことが出来るよう、あおぞら号の愛称を持つリフト付ワゴン車などによる移動サービス（福祉有償運送）を行っている特定非営利活動法人（NPO 法人）

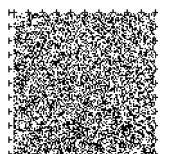
ら

○ライフステージ

年齢に伴って変化する生活段階のこと

○レスパイト

休息、息抜き、小休止等を意味し、在宅で介護を受けている障がいのある人が福祉サービス等を利用している間、介護をしている家族等が一時的に休息を取れるようにするサービスのこと



第三期三鷹市障がい者(児)計画

発行	令和6年3月
企画・編集	三鷹市 健康福祉部 障がい者支援課 〒181-8555 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号
TEL	0422-29-9232
FAX	0422-47-9577
E-mail	shien@city.mitaka.lg.jp

